

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 (国税18)(法人税:義)
2	要望の内容	生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を平成25年度末までの2年間延長する。
3	担当部局	健康局生活衛生課
4	評価実施時期	平成23年9月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	創設年度 昭和55年 期限切れごとに延長要望(直近は平成23年度)
6	適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度~平成25年度)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及び測定指標
		<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>生活衛生同業組合等は、国民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生関係の営業について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るための組織であり、営業者の営業の振興の計画的推進、経営の健全化等を目的としている。</p> <p>生活衛生同業組合等は、厚生労働大臣が定める各業種ごとの営業の振興に関する指針(振興指針)に基づき、営業者の営業の振興に必要な事業(振興事業)に関する計画(振興計画)を作成し、厚生労働大臣の認定を受けることができる。本税制は、生活衛生同業組合等が振興事業として共同利用施設事業を行う場合につき、税制上の特別措置を設けることにより、零細な営業者が大半を占める生活衛生営業者の協業化等による合理化、省力化等を推進し、生産性を向上させ、もって営業者の経営基盤の強化を図るものである。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の5</p> <p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する 施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する 施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 生活衛生同業組合等について、共同利用施設数の増加を通じて経営基盤の強化を図る。ただし、ひとつの指標として、今後、生活衛生関係営業の業況DIがプラスに転じる必要がある。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 租税特別措置適用設備数</p> <hr/> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>生衛業は国民生活と極めて密着し(全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%)、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その大半が経営基盤が脆弱な中小零細事業者であるところ、規制緩和の流れの中で、零細な生活衛生関係業者がチェーンストアをはじめとする大企業との熾烈な競争に生き残るためには、協業化等により合理化及び省力化を進め、生産性の一層の向上を図るとともに労働環境の改善及び福利厚生の実施等を強力に推進する必要がある。</p> <p>現在の生活衛生関係営業の業況判断 DI (▲52.6=株式会社日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の景気動向等調査」平成23年1-3月期)は低調で、経営状況の悪化が懸念されている。さらに、震災によるマインドの萎縮、規制緩和や資材価格高騰を背景とした国内民需の減速等により中小企業及び各種組合を取り巻く状況は依然として厳しい。</p> <p>このため、零細な事業者の設備投資(共同利用施設取得)に係る負担を軽減し、生活衛生関係業者の経営基盤の強化を図るため、引き続き本制度を措置する必要がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>(対象施設数)</p> <p>20年度 0</p> <p>21年度 0</p> <p>22年度 2</p> <p>共同利用施設の取得のためには相当の費用を必要とするが、生活衛生関係業者は中小零細事業者で、事業収益の低迷やデフレの影響、円高による成長モメンタムの低下・国内民需の減速により、設備投資(共同利用施設取得)意欲が弱含みであったが、中小企業にとっては、生産性の向上、経営コスト低減等のために事業の共同化・協業化を図る必要があるとともに、東日本大震災の発生を受けて、復旧等の必要が高まりや、被災していない地域にあっても、耐震改修等への意識が高まっており、今後は各業種において共同利用施設の取得が確実に見込まれるところである。</p>
		② 減収額	<p>(減収額)</p> <p>21年度 0</p> <p>22年度 0.2百万円</p> <p>23年度(推計) 1.9百万円</p> <p>24年度(推計) 6.0百万円</p> <p>※いずれも(社)全国生活衛生同業組合中央会調べによる</p>

	<p>③ 効果・達成目標の実現状況</p>	<p>《政策目的の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      財政政策の緊縮スタンスや資材価格高騰、消費者の節約志向、円高による成長モメンタムの低下などにより中小零細事業者にとって国内マーケットは厳しい経営環境にあり、先行きの不透明感から必要最低限の設備投資しか行わない状況に陥りやすい中、本税制の特例措置による設備投資の促進により、営業施設の衛生水準の向上、経営基盤の強化に寄与している。</p> <p>しかし、共同利用施設の取得のためには相当の費用を要するため、設備投資（共同利用施設取得）意欲が弱含みであり、ここ数年は投資を見合わせざるを得ない状況にあったが、震災復興について、「絆」（支え合い）で危機を乗り切る観点から、クリーニング業において被災業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、麺類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、政策目的の実現を図っていく。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復、雇用情勢の改善に寄与してきた。</p> <p>また、震災復興について、「絆」（支え合い）で危機を乗り切る観点から、クリーニング業において被災業者が共同で洗濯物の処理を行うクリーニング所の設置や理容業・美容業において共同の理容室・美容室の設置、麺類飲食業において共同の営業施設を設置し、被災者支援をする取り組みが進んでおり、これら組合に対して本措置を適用することで、本措置適用組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化を後押しする。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の設備投資（共同利用施設の取得）が行えなかった場合、経営基盤の不安定を招き、企業収益の悪化、国内民間需要の後退、雇用情勢悪化の負のスパイラルを招くおそれがある。また、震災復興の足かせの懸念があるほか、少子高齢化、子育て・共働き世帯の増による社会的孤立の懸念への対応や節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入など、経済・社会的に必要なニーズに則することができなくなる。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》（分析対象期間：創設時～平成26年3月）      本税制措置を活用した共同利用施設の取得の促進により、国民生活の基盤であり、地域経済の柱である生活衛生関係営業の経営基盤の安定・強化が図られ、企業収益の改善、国内民間需要の回復や雇用情勢の改善に寄与している。今後も、本措置活用により、組合の事業支援を通じた事業者の経営基盤の強化（税収の増大）に寄与。</p>
9	<p>相当性</p> <p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>生衛業は国民生活と極めて密着し（全産業589万事業所のうち19.5%、全従業者5,844万人のうち11.4%）、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしているが、その営業の大半の経営基盤が</p>

		<p>脆弱であることに鑑みれば、中小零細事業者対策という視点は特に重要である。</p> <p>共同利用施設の特別償却制度は、高度な経営技術を持つ大企業の参入による価格競争に伴う深刻な影響や経営悪化など経済構造の変化に対応し、生衛業の経営の安定と消費者利益の擁護を図るため、昭和54年の環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部改正により条文化され、昭和55年に創設されたものであるが、今日においても、大規模な量販店やチェーンストアの増加が相次ぐなど生衛業を取り巻く環境は総じて厳しいことから、引き続き政策税制としての役割を維持していくことは妥当である。</p>
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	類似する他の支援措置は存在しない。
	③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解	<p>『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第3次報告書(平成23年7月28日とりまとめ公表)』において、</p> <p>(1) 東日本大震災を踏まえ、クリーニング業、理容業、美容業、飲食店(めん類)などで組合が主導して事業を実施する計画も進んでいること、節電行動の徹底の観点から、節電・非常用需要に対応する共同蓄電設備の導入が求められていることなど、これら新しい必要性にも対応できる特別償却制度とすることが必要なこと</p> <p>(2) 生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしていること、営業の大半の経営基盤が脆弱であることに鑑み、中小零細事業者対策という視点が重要であるとされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成24年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。</p> <p>また、平成23年7月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための基本的な考え方(平成23年8月2日答申)』において、節電つながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘されている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成22年8月